

## 令和7年度 第1回 成田市精神保健福祉推進協議会

- 1 開催日時 令和7年7月23日（水）午後2時30分～4時
  - 2 開催場所 成田市役所 大会議室
  - 3 出席者
    - (委員) 佐藤委員、佐久間委員、中里委員、嶋崎委員、橋本委員、川野委員、鈴木剛委員
    - (欠席) 太田委員、鈴木みね子委員、中村委員、山田委員、林委員
    - (幹事) 藤巻幹事、佐藤幹事、笠松幹事、坂田幹事、佐々木幹事、穎川幹事、山田幹事、大島幹事、今井幹事、高橋幹事
    - (事務局) 堀越部長、橋本課長、前田係長、成毛主査、飯田主査、上平主事
  - 4 会長挨拶
  - 5 部長挨拶
- 6 議事（要旨）
- 報告事項1 令和6年度成田市精神保健福祉の現状
- 会長：精神障害医療費助成はどのような形に基づいて行っているのか。
- 事務局：精神障害者保健福祉手帳をお持ちで自立支援医療を受給中の方の1割分の自己負担を後で助成するものとなっている。通院医療費のみである。
- 会長：重度心身障害者医療費助成は入院も対象か。
- 事務局：医療費の助成になるので入院も対象になる。
- 会長：重度障がいの人は医療費全額か。
- 事務局：非課税の世帯や低所得の方は0円だが、一定の所得がある方は200円である。
- 委員：障害福祉サービス、精神障がい者の所でB型が増えている。精神障がいの方々は成田市の事業所を主に使われているのか。
- 事務局：きちんと集計は取っていないが、千葉や船橋等いろいろな場所へ行かれている方もいる。
- 会長：成田市民ということか。成田市民ではない佐倉や船橋の人は成田市内の事業所を使える場合はカウントしないのか。
- 事務局：成田市援護の方で、成田市で受給者証を交付している方になる。元々成田市民でグループホームが市外で入居された方は、そのグループホームから通っている方もいる。
- 委員：あじさい工房やかたつむりについて、特にかたつむりの登録者数が令和5年度、令和4年度から徐々に減ってきており、卒業または次にステップアップされて、A型B型へと違う方向に行かれている方が増えています。

- るという認識でよいか。
- 会長：かたつむりは、日中一時支援事業で、令和3年度から就労継続支援B型を開設している。日中一時支援事業を利用していた方が一部就労継続支援B型に移行している。
- 委員：健康相談の所の医師による相談は、訪問して頂けるものか。
- 事務局：現在は、訪問はしていないと思う。基本的には面接・対面相談となっている。
- 委員：保健所の嘱託医相談では医師と共に訪問し、見立てをたてていただくような相談もしている。また、医師の相談で、本人からの相談が多いと思われる。受診勧奨も同じ9件になっている。人によって異なると思うが本人からの相談で、精神科の受診を促す形が多いのか。
- 会長：僕も保健所の相談も、成田市のこころの健康相談も行っていた。保健所は精神障がいで家族も困っているといった相談が多いが、成田市のこころの健康相談は、精神病で困っているというよりは、本人自身からの相談で、何とか受診させてあげたいとかの相談は比較的少ない。
- 委員：見守り支援事業について、1件登録しいる中で、急遽入院となったケースがある。保健所と同行訪問し、支援を行っていた。6ヶ月に1回を標準として、見守り支援としているが、そういう緊急事態が起こると、夜中など、毎日のように何回も訪問をし続けたことがあった。そのような際も、請求できるのは6ヶ月に1回というような形になるのか。
- 事務局：「標準として」とあるため、絶対に6ヶ月に1回でないといけない訳ではないことは確かであるが、制度を開始して間もないため、詳細は、後日回答という形とさせていただきたい。
- 会長：成田市の事業になっていますが、この協議会でも一応承認しているのか。
- 事務局：昨年度の途中から始まっているため、この協議会の中には上がっていない。当初は3障がいを想定していたため、自立支援協議会の中で検討していた。実際開始された際に、精神障がいの方の登録のみで開始している。
- 会長：そういう要望があったのか。推進協議会から。
- 事務局：その通りである。
- 幹事：自立支援支援協議会の会長をしている。今回、見守り支援事業が始まった経緯は、自立支援協議会の中に相談支援部会という部会があり、主に相談支援専門員が所属している部会である。部会の中で、就労系のサービス等、障害福祉サービスが途中で終わってしまい、支援は継続して必要とされているとの相談がたくさん上がった。そこで、成田市と相談しながら事業が作られているという経緯を聞いている。
- 会長：一応制度を作っている検証はしているということですね。
- 幹事：なかなか周知がされていない。今年度は周知を強化していこうというところである。
- 会長：なりた会のところで、成田市の保健福祉推進協議会はこの会のことか。

副会長：そうである。

委員：見守り支援事業について、第2条に「緊急時には障害福祉サービス等の利用の支援を行うことをいう。」とあるが、緊急時に、先程の急遽入院となったケースは対象になるのか。つまり、受診に行かないと言っていて、段々具合が悪くなっていて、一人暮らしで、成田地域生活支援センターの方が毎日訪問していても、なかなか本人が受診しない。保健所も同行して受診勧奨をしたケースがあった。そういういたケースは、緊急時にあたるのか。このサービスを何か利用できるのか。

事務局：具体的なケースの概要がわからないのだが、緊急時に今回は入院の支援をしてくださったということか。「サービス等」とあるので、「等」をどのように解釈するかということかと思う。入院はサービスではないが、緊急時の支援を行うことが定義であり、それに対してどれだけ報酬が出せるかというのはまた改めての相談になる。

会長：緊急のサービス事業のことで入院とはまた異なる。福祉サービスを優先というか。

事務局：「サービス等」の「等」の意味については、改めて回答させていただく。

副会長：第2条の2で「障害者、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者からの相談」ということで、障がい者の家族からの相談はこれには当てはまらないですね。こういう症状で困っているのですが、お願いしたいという形は出来るのですか。

事務局：いいえ、「介護を行う者」なので家族の意味です。

## ○報告事項2 令和6年度事業報告

会長：質問・意見はあるか。

委員一同：(特になし)

## ○協議事項1 退院促進のためのピアソポーターの活躍の場 ・入院者訪問支援事業

会長：入院者訪問支援事業についての説明であるが、設置規則 第9条の規定により、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める、とあるため、本日、入院者訪問支援事業の主管課である千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課（以下「千葉県」）から説明をいただきたいと思う。異議はあるか。

委員一同：はい。（異議なし）

千葉県：（入院者訪問支援事業について説明）

精神保健福祉法に位置付けられた法定事業である。厚生労働省からも全国的に取り組みをとのこと。ただし任意事業になっているため、各地で取り組みが始まっているという状況である。今回、千葉県の取り組み状況を報告させていただく。千葉県が実施主体となって行うが、一部委託で実施を行う予定である。委託先は社会福祉法人ロザリオの

聖母会地域生活支援センター友の家の受託している。令和6年度から新規事業になっている。令和6年度は、訪問支援員、患者さんの元に訪問する支援員を養成する研修を千葉県で2回実施している。支援員を80名養成している。80名のうち約3割位ピアソーターの方に参加していただいている。支援対象者は、市長村長同意の医療保護入院の方で、外部との交流が途絶えやすい、家族の面会がないような方が孤立しやすいという状況があり、その方への支援を行っていくというのが一つの柱となっている。まずは、そういった方が中心になる。それも踏まえて、同様な支援が必要な方も対象としていくという風に考えている。

会 長：始まってみないとわからないこともあると思うが、精神病院はどうしても密室な部分があるので、少しずつ外部の目が入って来ると、少しずつ経過を見ながら…、よろしいでしょうか、どうもありがとうございます。

事務局：説明を伺った後に、成田市として、ではどうするかといった辺りで、ご意見・ご助言あれば伺いたい。

会 長：県の事業に便乗して、成田市として行うのは出来ないでしょう。県の事業だから…。成田市としては、病院としてきちんと受け入れてもらいたいとかそういうことでしょうか。支援員がここの病院に来ましたと報告する訳にはいかないでしょうからね。守秘義務に入りますから。

千葉県：事例報告みたいなものは難しいかと思う。支援の状況の報告は個別が分からぬ形であれば出来るかもしれないが、事例の中身となると難しいかと思う。

会 長：幹事の方で何か以前に提案していたことは、成田市独自のものでしたか。

幹 事：この後の幹事会で、退院促進のためのピアソーターという形で報告させていただければと考えている。茶話会とか…

会 長：幹事の方から、成田市の退院促進のためのピアソーターの訪問を考えても良いのではないかといった話があったが、これに関連してすぐ結びつけることは難しいが、改めて考え方をまとめてということでよろしいか。今日のところは、これで以上でということです。

## ○協議事項2 令和7年度精神保健福祉推進協議会活動予定

会 長：作品展は12月4日から12月12日と日にちが決まっている。広報なりたに取り上げられてなかったのでその辺りもよろしくお願ひします。協議事項についてご承認いただける方については、挙手をお願いします。

委 員：(挙手全員)

会 長：ありがとうございます。

## ○その他

会 長：他によろしいか。

委 員：(なし)

会 長：以上をもちまして、本日の協議会の議事につきましては、全て終了いたしました。ご協力を賜りまして、ありがとうございました。

7 傍聴者

なし

8 次回開催日

令和7年1月30日（金）14時30分～を予定